

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2016 年一般入学試験（前期募集，本学）－

試験科目：民法（担当：法科大学院 教授 前田順司）

1 出題趣旨

試験問題は，不動産に関する物権変動の対抗要件という基本的な論点の理解を問うものである。

設問 1 については，B は，民法 176 条により甲土地の所有権を取得したが，同法 177 条により甲土地について登記をしなければ第三者に対抗できないことについて条文をきちんと挙げて説明すること，そして，第三者とは「当事者及びその包括承継人以外の者であって，登記欠缺を主張する正当の利益を有する者」をいうという定義をきちんと記載し，二重譲渡を受けた C が上記第三者に当たることを説明した上で，B，C 間の法律関係がどうなるかの結論を記載することを求めるものである。

設問 2 については，民法 177 条の定める第三者に関しては，善意悪意を問題としないと解されていることの理解を聞くものである。

設問 3 については，B が二重譲渡において登記なくして対抗できる場合として，背信的悪意者について正しく理解しているかを聞くものである。背信的悪意者の要件を聞かれているので，①実体法上の物権変動があった事実を知る者であること，②物権変動について登記欠缺を主張することが信義則に反すると認められる事情のあることという 2 つの要件をきちんと記載し，事例には上記各要件に該当する事実の記載がないので，C においてどのような事情があれば，上記各要件を満たし，C が背信的悪意者に該当するとして，B が甲土地の登記なくして C に対抗できることになるかの解答を求めるものである。

2 採点実感

上記のとおり，不動産に関する物権変動の対抗要件という基本的な論点の理解を問うものであったから，設問 1，2 に関しては，多くの答案において，一応の解答はされていた。しかし，上記 1 にも記載したとおり，きちんと根拠となる条文を記載して説明し，更に第三者の定義を記載した上で，本問の事例において C がそれに当たることを論述している答案は少なかった。民法の基本的な論点の理解を問う簡単な問題ゆえに，その論述の方法について更なる工夫が必要と感じた。

設問 3 については，設問 1，2 と比較して出来がよくなか

った。問題文は、①登記なくして対抗できるのはどういう場合か、②その要件は何か、③その要件に該当する事情としてどのような事情が考えられるかを聞くものであるから、問題文に従って、背信的悪意者、その要件、該当する事情を順序立てて記載することが求められるが、それらをきちんと記載している答案はほとんどなかった。

3 学習方法

民法の基礎的な論点を理解するためには、まず条文の規定をきちんと覚え、その条文が何を規定しているかを考え理解することが一番の基本である。そして、判例によってその条文の例外とされている事情があるのであるならばそれを学習する必要がある。今回の試験問題は、不動産に関する物権変動の対抗要件という民法の基本的な論点を問うものである。十分な解答ができなかった者は、もう一度基本に立ち返って勉強する必要がある。そのためには、一定の教科書を決めて、それを読みこなし自分のものにすることが大切である。教科書は、自分が読みやすいものでいいが、一般論としては、民法の解釈についての通説的な理解や客観的な判例学説の状況をコンパクトにまとめているものが学生にとっては分かりやすいであろう。

また、試験の解答作成に当たっては、聞かれていることが何かをよく検討した上で、そのことに真正面から答えることが肝要である。自分の思い込みで勝手な論点を作り出し、それに解答をするということではいけない。解答の作成に当たっては、その解答の根拠となる条文を記載し、また、キーワードとなる言葉を必ず使用するよう心掛ける必要がある。